

望山荘跡地周辺活用事業 資料

(福岡県志免町)



志免町公式キャラクター シメツチャ

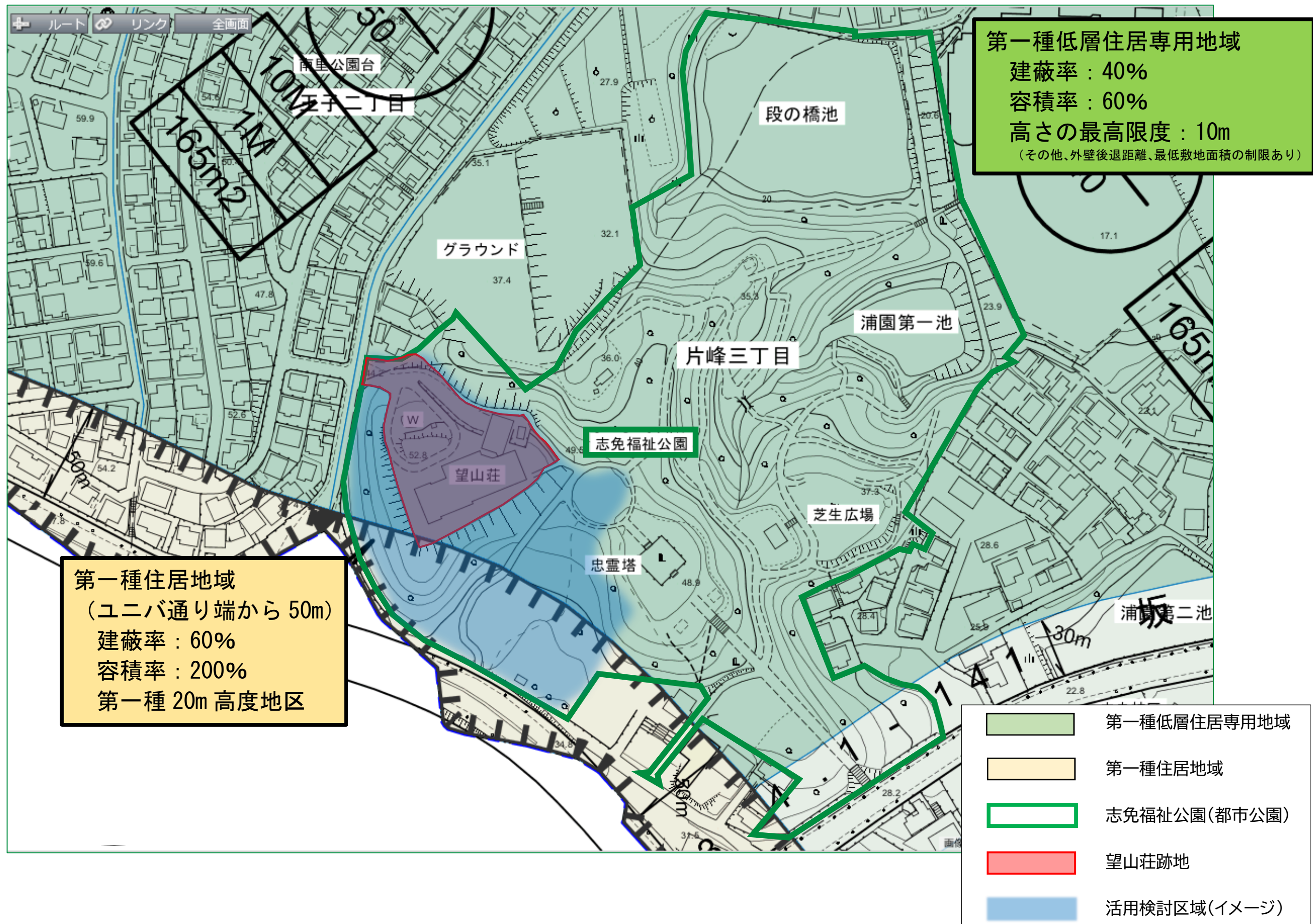
《目 次》

対象地位置図	P1
活用検討区域(イメージ)	P2
用途地域及び都市公園法上の制限	P3
志免町老人福祉センター望山荘 横断図 ...	P4
現況写真	P5



対象地(志免福祉公園の一部)
志免町高齢者福祉センター「望山荘」跡地周辺
福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目 2128 番 1 の一部

地下鉄福岡空港駅、イオンモール福岡まで、路線バスで直通
(西鉄バス 坂瀬池バス停下車 徒歩1分、福祉公園前バス停下車 徒歩5分)



◆用途地域による建築物の用途制限概要

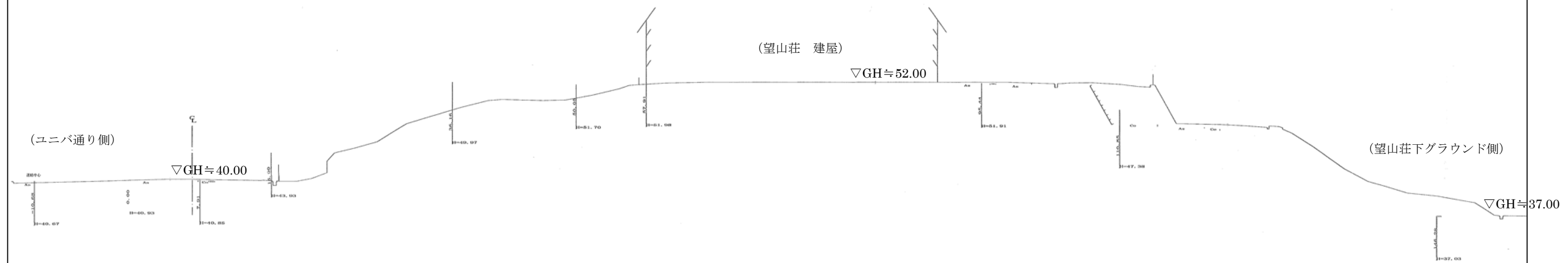
○・・・建てられる用途 ×・・・建てられない用途 ▲・・・面積の制限あり		第一種低層住居専用	第一種住居	備考
・住宅、共同住宅等 ・兼用住宅（非住宅部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満）		○	○	
店舗・事務所等	床面積3,000㎡以下	×	○	
	床面積3,000㎡超	×	×	
ホテル、旅館		×	▲	▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	×	▲	▲3,000㎡以下
	その他	×	×	
公共施設・病院・学校等	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ・図書館等 ・巡査派出所、500㎡以下の郵便局 ・神社、寺院、教会等 ・公衆浴場、診療所 ・老人ホーム、保育所、身障者福祉ホーム等	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	▲600㎡以下
	・大学、高等専門学校、専修学校等 ・病院	×	○	
	自動車教習所	×	▲	▲3,000㎡以下
	工場・倉庫等	×	※	※条件により異なる

◆公園施設（都市公園法第2条第2項）

都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設

都市公園法第2条第2項		施行令で定めるもの (法に列挙されていないもののみ)
第1号	園路及び広場	—
第2号	植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの	芝生、いけがき、日陰たな、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石等
第3号	休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの	野外卓、ピクニック場、キャンプ場等
第4号	ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの	シーソー、ジャングルジム、ラダー、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場等
第5号	野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの	サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設等
第6号	植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの	・温室、分区園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑等 ・古墳、城跡、旧宅等の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
第7号	飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの	宿泊施設、園内移動用施設、荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場等
第8号	門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの	詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設等
第9号	前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの	展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

志免町老人福祉センター望山荘 横断図



志免町高齢者福祉センター 望山荘



